

令和 7 年

文教委員会会議録

と き 令和7年7月1日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年7月1日（火） 午前10時00分～午後1時42分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 筒井 よう す け
委 員 まつざわ 和 昌 委 員 若 林 ひ ろ き
委 員 の だ て 稔 史 委 員 高 橋 し ん じ
委 員 横 山 由 香 里

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船 木 庶 務 課 長 荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長
石 井 学 務 課 長 丸 谷 教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長
唐 澤 教 育 施 策 推 進 担 当 課 長 佐 藤 子 ど も 未 来 部 長
柴 田 子 ど も 施 策 連 携 担 当 課 長 吉 野 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長
芝 野 保 育 入 園 調 整 課 長 染 谷 保 育 施 設 運 営 課 長
佐 藤 保 育 事 業 担 当 課 長 原 品 川 区 児 童 相 談 所 長
長 谷 川 児 童 相 談 課 長

○午前10時00分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和7年度第1回家庭教育講演会について

○つる委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和7年度第1回家庭教育講演会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○船木庶務課長

それでは私から、令和7年度第1回家庭教育講演会についてご説明いたします。Side Books 資料1-1をお願いいたします。

教育委員会主催によりまして、家庭の教育力向上を目的とした講演会を毎年、年2回開催しております。今年度の第1回目は、「～自己肯定感を育てるまほうのことば～子育てで大切なたった1つのこと」と題しまして、講師に、親子コミュニケーションラボ代表理事であり、NHK「すくすく子育て」元キャスターとしての経験を活かし、子どもの自己肯定感を育てるコミュニケーションアドバイザーとしてメディアでもご活躍され、各方面で講演、研修、企業セミナーの講師などを務められております天野ひかり様をお招きし、区の公式YouTubeチャンネルしながわネットTVにてオンライン配信いたします。配信期間は令和7年8月1日金曜日から9月1日月曜日までの1か月間です。現在、調整中ですが、講演会の案内資料にURLとQRコードを掲載し、オンライン視聴を可能にいたします。事前の申込みや予約なども不要とし、どなたでも気軽に視聴いただける環境を整えます。

また、今年度より対象を拡大し、区立の小・中・義務教育学校の保護者の方だけではなく、子育てを行っている保護者の方に広くご視聴いただけるよう、事業の見直しを図りました。周知につきましては区ホームページやSNSなどの活用と併せまして、学校関係者やPTAなどを通じて幅広く周知を行い、より多くの方々に家庭教育に関する有益な情報を提供してまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 学校改築の進捗について

○つる委員長

次に、(2)学校改築の進捗についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○荒木学校施設担当課長

私から、学校改築の進捗についてご説明いたします。

カラー・横長資料、電子資料では1－2の資料をご覧ください。

資料作成時点での令和7年6月現在、小学校6校、中学校2校の改築を進めております。

左上からご覧ください。改築着手の早い順に、浜川小学校では外構工事を進めており、この7月に完成する予定です。これで、令和2年から始まった一連の改築工事の全てが完了となります。小学校、幼稚園とも、この秋、新しい校庭で運動会を実施する予定でございます。

その下、第四日野小学校では、体育館棟の内装工事を進めており、7月中に完成する予定です。こちら、秋の開校100周年記念式典を真新しい体育館で開催できます。引き続き、最後の外構工事に着手いたします。

その下、浜川中学校では、校舎棟の躯体工事を進めており、令和8年7月に完成する予定です。

その下、城南第二小学校では、校舎棟の内装工事を進めており、こちらも7月中に完成する予定です。既存校舎から引っ越し、この2学期より新校舎での学校生活が始まります。その後、既存校舎解体と新体育館棟の工事に着手いたします。

資料の右上をご覧ください。源氏前小学校では、校舎1期の躯体工事中です。令和9年1月に完成する予定です。

その下、鈴ヶ森小学校では、6月に仮設校舎建設工事に着手いたしました。本年度中に完成する予定です、令和8年度からは新校舎建設工事に着手いたします。

その下、浅間台小学校では基本設計がまとまり、現在、実施設計を進めております。

最後に東海中学校では、設計委託業者をプロポーザルにより選定いたしました。間もなく基本設計に着手いたします。

続いて、これらの学校の中から、浅間台小学校について計画概要をご説明いたします。資料、次ページをご覧ください。

こちら、左上に完成後の鳥瞰イメージを掲載しております。構造や階数、面積など、計画概要はその下にお示ししているとおりです。教室数は、普通教室12室に多目的教室が5室の合計17室で計画しております。また、特別支援教室を1室、特別支援学級を6室設けます。

その下、計画のコンセプトは、1から5のとおりでございます。

次に資料の中央、配置図兼1階平面図をご覧ください。図面の上側が北になります。敷地のほぼ全周にわたって隣接地と高低差があり、西側にはJRの鉄道が走っていることが特徴です。新校舎は敷地の西側に配置し、既存よりも広い人工芝のグラウンドを東側に計画します。

各フロアの構成ですが、1階の北側には、地域利用も想定した多目的ホールや会議室、南側には保健室や普通教室、特別支援学級を配置します。

続いて、その上の2階平面図をご覧ください。北側には体育館、中央にはメディアセンターや管理諸室、南側には学習室や特別支援教室を配置します。

その右隣、3階は、東側および南側に普通教室や特別支援学級を、西側には家庭科室、図工室を配置します。

その隣、4階も同様でございます。東側および南側に普通教室、西側には理科室、音楽室を配置しま

す。

右端の5階ですが、プールおよびプール諸室を計画します。プールサイドには大型ひさしをかけ、プール水面は日よけのシェードなどで覆うことを検討しております。

次に、児童の登下校動線ですが、1階の図面に戻っていただき、既存と同様に東側の正門を利用します。1階の教室へは直接、2階以上の教室へは敷地中央の大階段を上り、2階エントランスホールからアプローチする計画です。各門にはインターホンと電気錠を設置し、校舎出入口には管理諸室を近接させ、防犯カメラも設けるなど、連携性を高めています。

最後に資料中央下、建て替え計画でございます。

まず、左上のSTEP1からご覧ください。青色の部分が既存の建物です。まず校庭の一部に赤色の仮設校舎を建設します。STEP2、STEP3では、西側の既存校舎、プールなどを解体します。STEP4では、赤色の新校舎の一期工事、校舎棟建設に着手します。STEP5では、完成した校舎棟に引っ越し、それまで使っていた仮設校舎と北側の既存校舎を順次解体いたします。STEP6では新校舎二期工事として体育館棟を建設し、STEP7では既存体育館を解体します。そして、STEP8・9で擁壁工事や外構工事を行い、工事完了です。

工事期間中の運動スペースですが、STEP1から6までは既存体育館、STEP7以降は新体育館を使用します。プールとグラウンドについては、工事の進捗に合わせ、近隣校などを利用する計画です。

なお、説明いたしました計画概要につきましては、基本設計完了段階の内容でございます。現在進めている実施設計の中で変更が生じる可能性があることをご承知おきください。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

〇のだて委員

全体の工事のところで、今、資材高騰がずっと続いていると思うのですけれども、そうした影響で遅れる心配などはないのかどうか、伺いたいと思います。

〇荒木学校施設担当課長

資材高騰によるスケジュールへの影響でございますが、特段ないと考えております。資材高騰により単価などは上がりますが、その都度、インフレスライドなどで対応していきますので、特段、スケジュールに関して影響はないかと考えております。

〇のだて委員

影響がないということでよかったのですけれども、資材高騰以外にも納入されないなど、いろいろ今、資材の問題がありますので、遅れが出ないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

浅間台小学校の計画についてなのですが、プールのところは先ほど、大型ひさしを設置することだと、どこにシェードをするかというのが分からなかったもので、もう一度ご説明いただければと思います。

それと、今回、浅間台バルコニーというものが造られるということで、これが1つ、特徴的なのかと思ったのですけれども、この利用イメージというのはですか、どういうふう to 今後使っていこう、活用していこうと考えているのか、伺いたいと思います。

それと、太陽光パネルの設置など、図面上はあるのか分からないのですけれども、どれだけ設置されるのか、伺いたいと思います。

周囲に高低差があるということで、実際、今も擁壁が結構あるみたいですが、その安全性と
いうか、強度の問題というか、今、多分古い擁壁があると思うのですが、それをやり替えたりす
るのかどうか、伺いたいと思います。

記述の中で、「安心・安全な防災拠点」というところで、避難所を2階に設置すると書かれているの
ですが、ここは浸水被害の危険があるということで2階にしているのかどうかを含めて伺いたい
と思います。

○荒木学校施設担当課長

では順にご回答いたします。

まず、プールのシェードの位置でございますが、A3番の浅間台小学校の資料の中央の右側の断面計
画図というものをご覧いただきますと、プールが一番上にごさしまして、そこにL字型のものが出てい
るかと思います。こちらが大型ひさしになります。これが、プールサイド上部に大型ひさしをかけ、こ
このひさしを渡すように、今、遮光ネットといいますか、シェードをかけるというイメージでございま
す。

2点目の、浅間台バルコニーの活用といった部分でございますが、こちらは分かりやすいのは、左上
の鳥瞰イメージで表現がございまして、校舎と校庭の周りをぐるっと囲うように、これを設置してござい
ます。この活用方法については、日頃は児童たちに開放して簡単な軽運動ができたり、あとは、このよ
うにぐるっと校庭を囲んでおりますので、運動会開催時には保護者の観覧席としても活用できたりと考
えてございます。

3点目の太陽光パネルの設置でございますが、現在、10キロワットのパネルを屋上に設置というこ
とで設計を進めてございます。

4点目の高低差の解消ですが、擁壁が、資料の図面をご覧ください、西側と南側、あと東側の一部
に広がっております。こちらは、改築に合わせて全て改修して安全性を高めていく計画でござい
ます。

最後に、2階を避難所としている理由でございますが、委員がおっしゃるとおり、こちらは浸水想定
区域のエリアになっておりまして、0.5メートルから1.0メートルという想定でござい
ます。ですので、こちらはアリーナを2階に上げており、ほかにも受水槽を屋上に上げているなど、避難所運営に支
障がないように計画しております。

○のだて委員

避難所のところは浸水対策としてやっているということなので、ぜひ様々、浸水が起ころうとしても、しっ
かり運営できるようにやっていっていただきたいと思います。

プールはシェードや大型ひさしをやるということで、しっかりこの暑さの中、プールができるように
対策していただいているということで、ぜひ子どもたちにプールの授業ができるような環境の整備を引
き続き進めていただきたいと思います。

あと、太陽光パネルは10キロワットということで、この建物の規模からいくと少ないと感じてしま
うのですが、これ以上つけられないということなのか、今後の温暖化のことを考えたら、ぜひで
きるだけ多くの設置をしていくということが必要かと思うのですが、そこを伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

太陽光パネルの容量でございます。

現在、太陽光パネルを屋上に設置というところで計画しておりますが、屋上は太陽光パネルのほかにも、
空調の室外機置場や、あとは緑色で塗っているところになるのですが、屋上緑化、あとは「浅

間台小」というヘリサインなど、なかなか屋上に設置するものは多数ございます。そういったところで、最大限、10キロワットでも確保したという計画でございます。

○つる委員長

ではほかにございますか。よろしいですか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございます。

まず1つは、昨年度と今年度のこれまでで、工事中に児童・生徒や教職員の方、あと一般開放の方に事故がなかったかということで、なかったら、それはきちんと安全確保していただいているのだと思うので、よろしいかと思います。それを確認。

あと、いろいろほかの一般質問なども出ていますが、工事中のプールの活用について、これまでどうしても学校の中ではできないとなると、ほかの外部を借りるという提案なども、ほかの議員の方がされていましたが、そういったプールの授業の確保についてどのようにお考えになっているか。それで、学校が仮に、いろいろ授業の移動等で現実的には厳しいのかと思うのですけれども、そういうことを提案してきた場合、教育委員会としてはそのところはどのようにされているのかということが1つ。

それからもう1つは全体のお話なのですけれども、私が予算委員会でもお話ししたのですけれども、今年度の予算の中で、いわゆる土地測量というか土地調査、要するに改築の大前提の前段階のところの土地調査というのが、毎年、改築に向けて1校ぐらいやっていたのですけれども、今年は予算計上されていなかったのです。そうすると、改築する学校が後ろ倒しになって、老朽化した小・中学校はたくさんあるのですけれども、そこに対するペースが落ちていくのですが、今年度はもうやらないからしようがないのですけれども、来年度については、改築のための土地調査、測量の前か、そういうものを買ってもらって、ペースを元に戻すというか、そういうお考えはあるのかということです。

そのときに、一般質問のいろいろな答弁もありましたけれども、新庁舎建設にお金がかかるので、それを考えると、こういうことはできないという答弁が幾つか出てきたのですけれども、そういう影響を改築のほうも受けていくのかというところ。これは教育委員会が答えるかどうかはあれですけれども、学校教育に関する改築は非常に重要なものがあるので本末転倒になると思うのですけれども、たとえ新庁舎建設で、多額のお金がかかるのは分かっているのですけれども、それに伴ってほかに、特に学校改築の影響が出ることをないように進めていっていただきたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。教育委員会としてリクエストというか要望していくのだとは思っているのですけれども、そのところを。

○荒木学校施設担当課長

3点ご質問をいただきました。

まずは1点目の、工事中の児童・生徒ならびに地域開放の方々への事故でございますが、全くこちらは一件もございませんでした。現場も常に第三者被害・安全管理を徹底していただいておりますので、今のところ全くけがはなく、無事に工事を進めております。

2点目の、工事中のプールの確保でございます。現在も、工事中でプールがない学校、例えば源氏前小学校や浜川中学校、来年度になりますと城南第二小学校がプールを解体して、既存の校舎にプールがなくなるといった状況になっていきます。現在のところは、源氏前小学校については、近隣の旗台小学校や中延小学校、あと上神明小学校のプールなどをうまく学校間で融通し合いながら活動しているということで聞いてございます。今後の城南第二小学校につきましては、クラス数も増えていくということ

もありまして、品川学園の温水プールの活用も、今、検討しているところでございます。それに当たりましては、民間の利用団体の方々もいらっしゃいますので、教育委員会としても最大限、調整・支援していきたいと考えてございます。

3点目の今後の改築でございますが、委員がおっしゃいますとおり、新庁舎建設が控えておりまして、区全体の投資的経費の平準化を図っていくことが重要だとは認識してございます。その中で、教育委員会としては、老朽化が進んでいる学校が複数ございますので、毎年度、予算編成の中でしっかりと提案していき、全庁的に議論して決めていきたいということで考えてございます。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。工事中の事故も全くないということで、しっかりと工事の業者に、教育委員会のほうで指導、そして実行されているということで、それは安心しました。今後もよろしくお願いします。

それからプールについては、そのように各学校で工夫しているところを、教育委員会で支援していただいているというところですが、1つだけ、鈴ヶ森小学校が解体していく中で、これは隣の浜川小学校が完成すれば、もしかしたら入れるのかと思うのですが、そのところだけ1つ。

あと、今、新庁舎の関係で云々とありましたけれども、教育委員会として施策を長期的に考えていらっしゃると思うので、それを行政の財政課に対して、しっかりとというか、強くというか、進めていくように、教育委員会としてきちんと要望して実現していくようにするというので、今お話があったので、ぜひよろしくお願いします。

鈴ヶ森小学校のことだけもう一回。

○荒木学校施設担当課長

鈴ヶ森小学校のプールでございます。

こちら委員がおっしゃるとおり、今、使っているプールが最後の授業になっておりまして、来年度から既存校舎は解体しますので、来年度以降はプールが敷地内にはない状態になります。ですので、今後、学校と調整していきながら、近隣の浜川小学校など近隣校も活用して、水泳授業の確保には努めていきたいと考えております。

○つる委員長

よろしいですか。

○まつざわ委員

私もプールの話なのですけれども、利活用の中で、よく移動の困難があるといいますが、例えば浅間台小学校などは、ウェルネススポーツセンターは歩いてすぐ行けるので、ぜひこういった民間のところの活用は形にしていきたいと思います。

それで1点だけ確認ですけれども、浅間台小学校の西門になるのでしょうか、正門になるのでしょうか、みこしのところはここですか。

○荒木学校施設担当課長

現校舎で言うところの、一番下の建て替え計画をご覧くださいまして、「既存西」と書かれているところのちょうど左上部分に存在しているということを確認しております。

○まつざわ委員

どこですか。

○荒木学校施設担当課長

既存の西棟というのが。

○まつざわ委員

西棟。

○荒木学校施設担当課長

この左上部分に当たるかと思います。

こちらの扱いに関しましては、今後、代替地なども含めて、今、調整しているところでございます。

○まつざわ委員

代替地等を考えているということは、あそこを移動するという話なのですか。もう話になってしまっているのですか。そうすると、地域があそこを残してほしいという要望があって、あれはもう取壊しになって、学校の一部になってしまうということなのですか。

○荒木学校施設担当課長

まず大前提として、こちらの工事の際に、工事車両が入ってこられないという課題がございますので、どうしても取り壊さないといけないといった事情がございます。ですので、その後の移転先などにつきましては、浅間台小学校の敷地内を含めて、どこで確保できるかというところを、今後、調整しているところでございます。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）

(4) 城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について（土壌汚染対策法等）

○つる委員長

次に、(3)一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）、および(4)城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について（土壌汚染対策法等）を一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○荒木学校施設担当課長

では私から、一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について、および城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について、2件を一括してご説明いたします。電子資料は、1－3、1－4を続けてご覧ください。

なお、こちらは対象の工事が、施設整備課、道路課、公園課および庶務課の所管となっておりまして、本日、総務・建設両委員会でも同様の報告を各所管課長よりさせていただいております。

資料説明に移る前に、本件のポイントについてご説明いたします。本件は、区が発注した一部の工事において、土壌汚染対策法および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出を実施していなかったという事案でございます。実際には、各工事で発生した土壌については、定められた土質検定などを行った上で適正に運搬・処分されております。学校施設を利用する児童・生徒をはじめ、区民の方々の健康被害は確認されておりません。また、法には罰則規定がございますが、現在、届出先である東京都と協議を丁寧に進めており、本件に適用される予定はございません。

それでは、資料記載順に、項番 1、届出制度の概要でございます。法、条例とも、汚染物質の拡散を予防し、人の健康リスクを回避することを目的としており、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合、届出などが義務づけられています。その対象の定義は、表 1 に記載のとおりです。法よりも都条例の対象範囲が広がっています。

その下、図 1 では、対象となる公共施設の整備例を図示しています。学校施設に関わる工事では、左下、建物の新築・解体工事、右下、校庭改修工事が該当します。

次ページに進んでいただき、項番 2、届出状況確認の経緯でございます。令和 6 年度末に行った旧荏原第四中学校跡地に関する土地利用履歴調査は、土地の形質変更を予定している計画地を以前どのような用途で使っていたかを確認し、土壤汚染の可能性の有無を把握する調査でございますが、仮設園舎を新築・解体した際の届出履歴を確認できませんでした。そのため、区内の実施済みおよび施工中の土木・建築工事について、届出の必要性を令和 7 年 3 月に都の環境局へ確認した結果、一部の工事で届出が行われていないことが判明いたしました。なお、発生土は適正に運搬・処分されていることを重ねて申し上げます。

項番 3、調査結果に、各工事における届出対象の工事件数と、届出済み・未届け、それぞれの件数を示しております。

次に、項番 4 と 5、未届けの発生原因および、今後の対応でございます。法令に関する認識不足およびチェック不足が原因と考えており、今後、管理職による研修などを通じて法令遵守に関する指導を行うとともに、設計委託仕様書に届出の必要性の事前確認や届出の提出について明記し、確実なチェック体制を整備いたします。また、未届け事案については、東京都の指導の下、土地利用履歴調査を行い、結果を踏まえ、必要な届出を行ってまいります。なお、区ホームページに本日、本事案についてプレス発表を行うこととしております。

ここまでの区有施設全般に係る内容です。

続きまして、城南第二小学校のほうに進んでいただき、本件は未届け事案の中でも現在進行中の工事であり、土壤として影響度合いが高いため、個別に取り上げております。また、ほかの案件と異なり、土地利用履歴調査を行い、東京都への届出を済ませておりますが、その後に必要な届出を実施していなかったことが問題となっています。

それでは資料内容、項番 1、概要・経緯でございます。城南第二小学校改築工事では、設計段階において、土壤調査、これは現地の土壤を採取し、分析をかけるものですが、調査区域の一部から基準値を超える「鉛およびその化合物」が検出されました。この調査結果や工事実施に係る届出を提出せずに改築工事に着手し、汚染土壤の場外搬送を行っていたことが判明いたしました。未提出であった届出内容は記載のとおりでございます。

その下、項番 2、児童等の健康への影響です。汚染土壤は法で定める基準量を超過していますが、児童などが通常活動する範囲は、掘削除去または舗装により措置されており、健康への影響の心配のないものと考えております。加えて、安全性をより一層高めるために、立入り制限やシート被覆を行いました。詳細は次ページ、別紙 1 のとおりです。学校敷地を基盤の目のように 8 1 分割して調査したところ、4 区画から基準超過土が検出されましたので、必要な措置を実施済みでございます。

ページを戻っていただき、項番 3、対応状況と今後の予定でございます。本日時点では、未提出の届出について全て東京都へ提出を終えており、新校舎棟の工事に遅延が生じる可能性は極めて低いです。今後、汚染土壤が確認されている区域は、引き続き工事の進捗に合わせ、掘削除去などの措置を実施し

てまいります。なお、城南第二小学校に係る内容のうち、特に児童の安全面に関わる情報については、この委員会後に保護者へお知らせを送付する予定です。

繰り返しとなりますが、城南第二小学校を含め、全ての区有施設工事において区民の方々の健康被害は確認されておりません。しかしながら、区としては本事案を重く受け止めております。改めて、法令に定められた事項について確認し、適正かつ確実な事務執行に努めてまいりたいと考えてございます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

率直に、これを見たときに信じられない思いだったのですけれども、基本的に法律に沿って、届出や許認可など、いろいろやと思うのです。区の発注の中でも、そうしたことをお願いしてやってもらっていると思うのですけれども、何で気づかなかったのかと思います。

今回、法律・条例の改正があって、対象が変わったということで届出が必要になった、対象が変わったので気づかなかったということなのか、伺いたいと思います。今回の未届けで、必要などところを見ると、167件のうち93件が未届けだったということで、半数以上が未届けになっているということなのです。これは、やっているところもあればやっていないところもあるということのも、よく分からないのですけれども、その理由を伺いたいのと、各所管課の認識不足ということなのか、そこを伺いたいと思います。

○つる委員長

全体の報告があったのですけれども、一応、所管で把握しているほかの所管のところもあれば、お答えください。

○荒木学校施設担当課長

なぜ今回、届出すべきところに気づかなかったかというところでございますが、庶務課を含め、工事発注の所管課において、やはり適正な法令の認識が不足していたということが原因と考えてございます。先ほど委員がご指摘のとおり、全体の資料の中の届出対象の定義というところでも度々改正などがございます。こういったときに、職員全体を通して、適正な周知といいますか、理解を促進できなかったということが原因と考えてございます。

○のだて委員

いろいろ改正が確かにあるので、変わると対象が変わってしまうということになるので、逐一、周知しなくてはいけないのは大変なところがあると思うのですけれども、ほかにもいろいろ改正はされていると思うのです。なので、今まで、改正された情報というのはどのように共有されていたのか、伺いたいと思います。それで、ご説明いただいた城南第二小学校の場合は、いろいろ法律にのっとって調査もして、基準値以上の値も出ているという中で、6つの未届けがあったと。それで、調査報告書も未届けだったということなのですか。そういうものが、なぜなのか。基準値を超えているわけですから、いろいろ対応が必要になってくるわけで、いろいろ法律的に必要なことが出てくると思うのですけれども、未届けになってしまったというのは腑に落ちないのですけれども、いかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

2点ご質問をいただきました。

まずは1点目の、改正があった際の情報共有の方法でございますが、東京都へ届出制となっておりまして、改正があれば東京都から区へ情報が周知されることになってございます。その際にやはり、繰り返しになるのですが、区の職員のほうで認識が甘かったというところが現状だと捉えております。

2点目の城南第二小学校でございますが、こちらにつきましては、まずは届出でも何段階かあるうちの1段階目の、土地利用履歴調査というものを行って届け出ております。その後に、委員ご指摘のとおり、現地の土壌を調査して、その結果を届出できなかったことが問題となっております。こちらにつきましては、やはり区の職員、あとは設計者、関係者を含めて、その辺りの認識が不足していたものと考えてございます。

ただ実際には、A3の別紙1の資料で示すとおり、どこで土壌汚染が検出されたか、それはどの程度の濃度であったかというものもしっかりと把握しておりまして、工事中にはこれが拡散しないように措置をしっかりと行いながら工事を進めておりましたので、実態的な健康被害はないと考えてございます。

○のだて委員

実態的な被害がなかったのはよかったのですが、実際に被害が起こり得るというか、基準値以上の値が出たという中で報告書を出さないというのが、やはり認識が不足していたということなのだと思います。それだけでは説明し切れていないと感ずるのですが、情報共有のところの、甘かったということなのだと思います。実際、私が聞いたのは、どういうふうに情報共有されているのですかと聞いたので、そこから何を变えるのかということだと思ふのです。そこを伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

各校の情報共有の在り方でございますが、こういった対象のものがより細かい対象に変わりますといった情報が必ず、法改正をするたびに来る形になってございます。その際に、本来であれば、管理職を中心として研修を実施して、各担当職員一人一人に全て周知徹底、そして理解を促進すべきだったところを、怠ってしまったところが問題だと考えてございます。

あとは今後どうしていくかという話でございますが、そういったところの認識不足の解消とともに、業務上もシステム的にこういう漏れがないようにチェック表を作成するなど、具体的には、こちらは区の職員と設計者が一体となって事業を進めてございますので、設計仕様書の中に、こういう届出は必ずしなければならないことと、あとは、どの段階でしなければならないかというチェックリストを必ず作って、区と設計者、両方の目で確実にチェックできるような体制を整えてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員

いろいろ業務上も段階としてやっていくということなので、ぜひ、そうしたことも位置づけて、漏れがないようにしていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。特にいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

〇つる委員長

次に、(5)令和8年度 新入学者の受入枠についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇石井学務課長

それでは私より、令和8年度新入学者の受入枠についてご説明いたします。

資料につきましては、S i d e B o o k s の資料1－5「令和8年度 新入学者の受入枠について」というものをご覧ください。

令和8年度の新入学者の受入枠でございますけれども、毎年10月より翌年度の学校選択が開始されます。それに先立って、学校案内のパンフレットを今、作成しているところでございますけれども、その中で受入枠を案内するものでございます。

令和8年度新入学の学級編制につきましては、小学校・中学校ともに35人学級となっております。小学校につきましては、令和3年度の法改正より順次、段階的に35人学級となりまして、令和7年度に小学校の全てが35人学級となりました。

中学校につきましては、本日、S i d e B o o k s 資料の4ページ目に、東京都からの通知を参考につけさせていただいておりますけれども、段階的に令和8年度より35人学級を推進していくということで、今、方向性が示されております。このことに伴いまして、これまで中学校につきましては40人学級を前提とした受入数を設定してございましたけれども、令和8年度の新入学者の受入枠より、35人学級を前提とした設定という形でさせていただいております。

資料中段の2つの表でございますけれども、上の表が、小学校・義務教育学校前期の学級数当たりの受入可能人数、そして下のほうが、中学校・義務教育学校後期課程の学級数当たりの受入可能人数を示してございます。各学級の35人学級を前提としつつ、過去の実績等を踏まえた上で転入数を一定程度差し引いたものを、受入れ可能な人数としております。なお、小学校につきましては例年と同様の数であり、中学校につきましては、学級数が40人学級前提を、35人学級を前提とした表となっております。

なお、資料の(3)にございますとおり、本受入可能数にかかわらず、通学区域内の学校に入学する場合については、その受入枠を仮に超えたとしても、きちんと入学できるような形で進めているところでございます。

続きまして、S i d e B o o k s の資料2ページと3ページ、電子上では見開きとなっていると思いますけれども、こちらをご覧くださいませ。

2ページの別表1は、小学校・義務教育学校の前期課程、3ページの別表2につきましては、中学校・義務教育学校の後期課程となっております。特記事項としましては、1番の城南小学校は令和8年度からの学区域変更に伴う学級数の減が行われまして、それに伴い、5番の城南第二小学校は学級数の増が行われているということで、昨年度とは受入可能数が大きく変更となっているようなところでございます。

また、別表2の中学校につきましては、例年同様の数を設定してございますけれども、12番の八潮学園、13番の荏原平塚学園につきましては、実際の入学者数等の兼ね合いを含めまして、これまで受入可能数を4学級にしていたものを3学級にするという変更が生じているところでございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、中学校のところで、40人学級から35人学級に編成を変えるということで、今後、3年間かけて中学校も進めていくということで、よかったと思うのですが、実際、教室が、今後進めていく中で足りるのかどうかというのを恐らく試算していると思うので、そこを伺いたいと思います。

それと、少人数学級を進めていくということが、子どもたちの学びを深めていくことになると思いますし、教員の負担軽減にもつながってくると私たちは思っているのですが、少人数学級の効果を区としてどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○石井学務課長

現在、中学校につきましては、まず1年生の段階で35人学級にするための中1ギャップ措置というものがございます、基本的には30人学級、あとはきめ細やかな指導をする場合については教員の加配措置というところでなっておりますので、今回改正があったところで、大きく教室数に影響するものとは考えてございませんけれども、ただ、2・3年生は基本的には40人学級で編成することが可能な状況でございますので、そういった点も含めて、今後、学校と影響度について丁寧に検討していきたいと考えているところでございます。

少人数学級の意義ですけれども、もちろん、それだけきめ細やかに目が届きやすいというメリットはあります。一般論として、教員の負担軽減が図られるものであると承知しているところですので、今、東京都の措置に加えて、法令等でも学級編制については35人学級の方で進めているところではありますので、そういった状況も踏まえながら、よりよい教育活動につながるのではないかと期待しているところでございます。

○のだて委員

1年生は今までもやってきたので、あまり影響がないということだと思うのですが、そうしたら、2・3年生については、まだ教室が足りるかどうかというのは、計算などは今後だということですね。分かりました。ぜひそれを進めていっていただきたいと思いますし、さらにいろいろ効果についてもお話しいただいて、さらに小学校はもう一步踏み出して、30人学級をぜひ実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

学級編制につきましては、もちろん法令で定めていく部分と、あとは当然、その他の部分で全体の調整の中で、それこそ教員の加配や教員の担保といったことも含めて総合的に判断されるところでございますので、現段階で、例えば30人学級のほうがいいか、またはそれ以上、人数を減らしたほうがいいかについては、ではどういった人数が適正なのかという議論を注視する必要があると思いますので、現段階で30人学級にするといったことについては考えてございません。

○のだて委員

いろいろ法律や、確かに職員の確保というのが必要になって、もちろん教室の確保が必要になってくるとのことになりますけれども、ぜひここは、やはり少人数になったほうが教員の負担も減りますし、子どもたちも教員と触れ合う時間も持てるようになると思いますので、少人数学級を区としてもぜひ進めていただきたいと要望しておきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。

35人学級云々というのに関連して、特に小学校、あと義務教育学校前期のところは、教室数を確保するために、いろいろ改修等していただいて、普通教室の整備をしていただいて大変ありがたいのですが、その一方で、算数などの少人数の授業、2クラス3展開などができていない学校、ある学年でできなかったりしている学校が、まずあるのか、ないのかというところです。どこの学校がということではなくて結構なので、もし分かれば、それをまず聞かせてください。

○丸谷教育総合支援センター長

算数における、習熟度別の少人数授業ですけれども、全ての学校で計画して実施している状況でございます。

○高橋（し）委員

では全ての学校で、各学年の少人数の授業、例えば2クラス3展開などを展開しないという弊害は起きていないという確認でよろしいでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

特段、2学級3展開、3学級4展開などという形で小学校は行っていますけれども、教室が足りなくてできないというような状況は起こっておりません。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。普通学級を確保することによって、教室あるいはスペースが足りなくなって、それができなくなるということは、少人数の授業を行うことの深い意義が薄れてしまいますので、ぜひ今後もそういったことがあったときは確保していただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

今に関連するわけではないですけれども、先ほどもお話がありましたけれども、人口流動があるわけですね。それで、例えば教室が足りなくなったときに、子どもの学級の数や部屋を柔軟にするのに限界があるといったときに、考え方の1つとして、特に学校だとブロック、PTAだと東ブロック、西ブロック、八潮ブロックなど、いろいろあるのですけれども、ブロック連携の考え方というのはあるのかなど。少数の人数が足りないといったときに、では隣の学校で教室がばんぱんでどうしようもないといったときには、そういう学校で連携するという、ブロック連携というのですか、そういった考え方というのは現状あるのかと感じた次第です。

○石井学務課長

今の段階では、そういったブロック連携を実施しているという実績はないですけれども、本当に、例えば改築します、あとは教室増の工事をします、それをしてでも、なおも教室が足りないというような状況というものは、当然、将来的に発生しないとも限らないと思います。そういったときに、またどういった形ができるのか。例えば先ほどの議論の中でも、プールが改修で使えない場合については他校のプールを融通するということも行われていますし、そういったところも含めて、今後の人口動態も踏まえながら、もし本当にそういった危機の状況が発生したときに何ができるのかというのは、引き続き考えていきたいと思っています。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

○筒井副委員長

私からは、城南第二小学校について、特に受入可能学級数についてなのですが、学級数は3学級から5学級に増えて、入学者数は90人から165人に増えるということなのですが、受入れ可能だから、このように当然、書かれているかと思うのです。改築工事は、今現在、城南第二小学校でやっていると思うのですが、この人数が入れる教室というか体制は整えられているのでしょうか。それを少し確認したいと思います。

○石井学務課長

現在、学区域変更に伴い、改築の影響に伴って増える、恐らく今回の資料だと24学級の形になると思いますけれども、その分の教室は確保しているよう進めているところです。

○筒井副委員長

分かりました。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 品川区フリースクール等利用料助成金について

○つる委員長

次に、(6)品川区フリースクール等利用料助成金についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、品川区フリースクール等利用料助成金についてを説明いたします。資料は、Side Books 1－6をご用意ください。

まず、項番1は事業名、品川区フリースクール等利用料助成金という形で記載しております。

続いて項番2、本事業の目的ですが、記載のとおりではありますが、フリースクール等に通っている不登校の児童・生徒の保護者に対して、利用料の助成を行うことで保護者の経済的な負担を軽減し、学びを止めない教育体制の充実を図ることを目的としております。

項番3の実施内容ですが、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の利用者であり、品川区立学校に在籍している不登校の児童・生徒の保護者に対して、月額2万円を上限として、フリースクール等の利用料から都助成金を控除した額を助成するものであります。

項番4、申請受付開始日は、令和7年8月1日を予定しております。

項番5、周知方法についてですが、6月下旬に次の方法で周知を行っております。品川区立学校および関係機関を通じたチラシの配布をはじめ、区ホームページ、「品川区不登校ポータルサイト～ぶらっと～」、区SNS、広報しながわ（8月1日号）などを通じて周知に努めてまいります。

最後に項番6の予算についてです。助成金としては、月2万円掛ける12か月掛ける50人を見込んでおりまして、1,200万円。また、通知郵送費として2万2,000円を想定しております。次のページに周知用のチラシを添付してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

チラシで申請期間が来年3月31日までとある中で、各期間ごとの申請開始時期というのが書いてあって、4期に分かれているというのが少し分かりづらいのですが、申請は期ごとにしなくてはいけないということになるのか、そこを伺いたいと思います。実際、フリースクールは一般的に、平均的にどのぐらいかかるものなのか、伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず申込み申請の期間についてですけれども、3月31日までという記載をしておりますが、これは、各期ごとに行わなければならぬものではございませんで、3月31日までに申請していただければ、4月分から遡って助成することは可能としております。4期に分かれて、それぞれ申請していただければ、その都度その都度、それに合った金額を助成していくという考え方でございます。

それから、フリースクールに対して平均どれぐらいの費用がかかっているかということですが、平均的な金額はこちらでは持ち合わせておりませんが、利用する頻度や事業者によっても金額の設定が異なりますので一概には言えませんが、東京都の2万円と区の2万円を合わせて4万円、これを超える場合もあるとは伺っております。

○のだて委員

申請のところは、そうすると申請機会が4回あるということなのですか。

○丸谷教育総合支援センター長

8月1日以降であれば随時受付をしておりますので、ただ、期間を区切って助成していくという考え方で、申請のタイミングが4回、4期あるということで、支払いのタイミングも4回設けている。ただし、遡っての助成も可能ということで説明はしていこうと考えております。

○のだて委員

1回でどんともらってもいいということでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

1回でまとめて3月に申請して、年間分、助成をもらうということも可能ですし、8月に申請していただければ、4月から6月分については最大6万円助成されるということで、その都度その都度助成されるか、それとも年間を通じて行うか、それとも、例えば第3期目に申請して、4月からの利用料を申請するというようなことも可能ということになっております。

○のだて委員

何となく分かりました。後払いになるので、まとめて申請してもいいということだと理解いたしました。なかなか後払いも大変だという感じも受けましたけれども、利用者の方に負担があまりないように、今後、制度の見直しも含めてやっていただきたいと思います。随時もらおうとすると、4回申請しないといけないということになってしまうので、なかなかそれも大変だと思いますので、運用しながら見直しも考えていただけたらと思います。

あと、今回、フリースクールを利用した場合ということですが、やはり不登校の子どもたちで、フリースクールに行かないで、タブレットの教材などを使ったりして学習している子もいると思うので

すけれども、それが対象になるのかどうかということも含め、ならないのであれば、そういったことも支援していただきたいと思うのと、あと、学校に行けば給食費が無償化されているということですから、不登校の子どもたちはその恩恵がなかなか受けられないということで、給食支援をぜひやっていただきたいと思うのですが、今後の考えを伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、フリースクール等利用料助成の考え方ですけれども、東京都が通所型施設というものを対象としておりまして、家庭においてタブレット端末等を用いた、ICTを用いた学習については、支援の対象外となっております。本区の助成対象は、東京都の申請を通ったものについて助成を上乘せしていくという考え方ですので、自宅でタブレット等の教材を購入して学習している方は、今回、対象外としております。市販のそういった教材が、通常、学校に通っているお子さんも利用しているということもありますので、その区別がなかなか難しくなってくるということもありまして、その判断は慎重に行うべきと考えております。

続いて給食費、昼食の考え方ですけれども、今回、マイスクール八潮で昼食の提供を、ちょうど昨日から始めております。区の施設の中でできることは今後も継続していきたいと考えておりますが、現在、フリースクールに通われているお子さんや、なかなか自宅から外に出られないお子さんに対しての支援というのは、引き続き検討が必要かと考えております。

○のだて委員

いろいろ慎重な判断が必要だというお話もありましたけれども、ぜひ不登校の子どもたちにも支援して、学びを止めないということも含め、それ以外のことも実現していただきたいと求めていると思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。

勉強不足で、教えていただければと思うのですが、先ほどご説明にありました、東京都の申請は通っている通所型の施設で、品川区のお子さんが実際に通うことが可能な範囲の施設というのは、何施設ぐらいあると教育委員会として把握しているのか、もし分かりましたら教えてください。また、周知方法がとても大切になってくるのかとも思います。学校や関係機関を通じたチラシの配布ということなのですが、学校は欠席していてフリースクールに通っているケースであったり、また学校にも一部通いながらもフリースクールというケースであったり、様々なパターンがあるかと思うのですが、万が一、保護者ともなかなか学校が連絡できないというような児童・生徒であっても、確実にチラシなどが渡るようお願いしたいと思うのですが、例えば関係機関というのもこういったところを想定されているのか教えていただけたらと思います。

また、ある一定、品川区の児童・生徒が通える範囲というのが限られているのであれば、フリースクール側にも情報提供を行っていただくということも効果的かと思うのですが、その辺りのお考えもお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、東京都がフリースクールとして助成を行っている施設ですけれども、都内・都外も含めて現在、283施設、これは東京都のホームページにも一覧の掲載がございます。

本区の児童・生徒については、昨年度の実績でそのうち44施設、利用しているということは把握してございます。区内・区外を問わず、かなり広い範囲で通室は認められているところでございます。また周知方法についてでございますが、不登校の児童・生徒のご家庭には必ず学校が定期的な連携を取っておりますので、そういったところで漏れなく案内ができるようにしてまいります。フリースクールは、東京都の申請をする際に、学校を通じて申し込むことになっておりますので、そのときに合わせて区の助成についても周知できるようにしております。

また、関係機関ということですが、例えば子ども家庭支援センターなどといった場所にチラシを置かせていただきます。今、不登校支援のガイドブックも置かせていただいておりますので、併せてチラシも置かせていただくようなことを考えているところでございます。

また、フリースクールもかなり情報を取っていて、東京都の助成金の利用などといった情報を、フリースクールも保護者に勧めるような機会が多いと聞いております。本区の制度についても、こういったところと連携できるように検討していきたいと考えております。

○横山委員

ありがとうございました。確実に情報が渡っていくような形でお願いしたいと思います。こちらはいい制度だと思いますので、ぜひ必要な方にしっかりと届いて活用していただけるように、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。

フリースクール等とあるわけですが、不登校のお子さんたちの居場所として重要な役割を担っていると思います。その一方で、フリースクールという、東京都ではこういった仕組みにしているのですが、法的な位置づけがないわけで、フリースクールと名のつたり、その辺りの、指導したりという言い方をしてはいけないのかな、運営などに関する、指導監督ではないですが、フリースクールの質についてどのようにお考えでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

フリースクールの設置の条件というものは特に定めがありません。その事業者がフリースクールと名のればフリースクールとして運営できるという、現時点ではそのような運用になっておりますので、その内容や活動の中身・質といったところは、利用者のほうでしっかりと事前に資料を見る、現地を見学するといったことが重要かと考えております。教育委員会の守備範囲からは外れてしまいますので、その辺の質の面、運営の仕方について、なかなか口出しできないという状況ではありますけれども、特に保護者側がしっかりと見極めをしていただけるようなことが大切であると捉えております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。なかなか教育委員会の範疇から外れてしまうという部分もあるのですが、実際、区に在籍しているお子さんたちが通っているということで、東京都の助成の対象となるいわゆる通所施設は、以下の条件を満たすものということで、東京都が20項目近く出していると思うのですが、それを満たしているということで、一定の質といいますか、ある程度の質は確保されるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

東京都も要件というものを示してございますので、例えば通所型の施設である、健全育成を図っている、学校・教育委員会と連携・協力できるといった定めがございますので、こういったところで一定程度の質は担保しているとも考えております。

○高橋（し）委員

何でその話をしたかという、フリースクールと称している施設の近隣に住まれている方が、お子さんたちの指導というか、そういうことに関して、安全性や、そういうところが大丈夫なのかなと見受けられるというお声があったので、そうすると、今、教育委員会に話をしてしまっているのですけれども、その点について、やはり指導監督、保育園や幼稚園等だといろいろな問題があったので認可外保育施設などにも規制が入って、保育時の基準を定義しているのですけれども、今後、フリースクールでの指導について、例えはよくないのですけれども、成人のひきこもりの方のところに、よくない形で関わっているような団体などがあつたりするともお聞きしています。困っている方が、もう本当にわらをもつかむ思いでお子さんを預けているところですので、教育委員会の範囲ではなくて、指導はできないと思うのですけれども、今後、実際、フリースクールに通われているということは学校を經由して分かるので、東京都のリストにも品川区のフリースクールで助成しているところがあるので、教育委員会としてできる限り、お子さんが通っているフリースクールの現状というか、そういうところを把握して、お子さんたちがしっかりと、学校に戻ってくるか戻ってこないかは別で、きちんとした生活が送れているかどうかというところを、指導までは厳しいのですけれども把握していただきたいと思います、この辺はお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

フリースクールとの連携というのが今後大切になってくると考えております。我々教育総合支援センターとしても、そういったフリースクール事業者との連携というものも今後進めていきたいと考えております。情報共有や子どもたちの様子などといったところは、しっかりと連携して、フリースクールの状況等も確認していきたいと考えております。

また学校は、フリースクールと連携して、毎月、通室の様子など、レポートをもらうようなことで出席扱いにしているという面もありますので、学校との連携というものも、しっかりと行っていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。学校との連携でフリースクールについて関わっていただけたということで、ひとつ安心したので、ぜひお願いします。

どうしても法の谷間でいろいろな事故など悲しいことが起きたりするので、そこは今、法的に整備されていないところを何とかカバーしていただきたいと思います。これは要望をお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

今の話ですけれども、例えば、せっかく、このいい助成金を、品川区で50名と限定して出すわけではないですか。結局、助成金ですので、それこそ出して終わりではなくて、出したからには、ではそれが、例えば本当にご家庭の経済負担軽減になっているのか、どういう効果があるのか、費用対効果や効果検証といいますか、そういうものも踏まえたアンケートをぜひ取るべきではないかと思っているのです。そうすることによって、先ほどお話がありましたけれども、内情なども見えてくる部分というのが

あるので、せっかく助成金を出すのですから、その辺も最後までやっていくというのは方法論の1つでいいのかなと、今お話を聞いて思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

一定程度、こちらも予算を組んで行っているものですので、今、想定としては50名ですけれども、これを超えた場合でも支援はしていこうという考えもございます。効果検証も兼ねまして、アンケートや利用者の感想などといったものは、何らかの形で取っていきたいと考えております。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

○筒井副委員長

私からは、今回の予算の50人という想定なのですけれども、その想定の根拠は何なのか。つまり、この事業は東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定者の方なので、今、既に東京都の助成を利用されている方のニーズを把握した上で、この50人というのを想定しているのか。その辺り、今回の50人の想定の根拠を教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

50人の根拠ですけれども、令和5年度の実績で四十数名が利用しているということを把握しておりましたので、予算組みの段階で50名を見込んでいたのですが、昨年度の実績で、2月の時点で既に実は75名の利用者がありまして、年度末までの結果が先日、報告があり、102名の利用があったということで東京都から報告を受けてございます。そういった意味では、年間を通じて、年度途中から利用される方もいらっしゃると思いますが、人数でいうと100名程度になろうかということは、現時点でも想像はできます。ですので、年度のいつから利用したかということも含めて、全体の予算の枠の中で支援をしていきたいということと、場合によっては補正予算を組ませていただいてというようなことも視野に入れながら、お金がなくて支援ができないということがないようにしていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

ではすみません。1点。

幾つかあったのですけれども、フリースクールを今年度からいろいろしていただいて、これは感謝ですが、各委員から質疑がありました。それで、基本的には東京都で、なおかつ一覧も、先ほど高橋しんじ委員からもありました、東京都は、事業者のいろいろな認定に関わる作業というのは、委託で人材会社が事業者選定、認定の作業はやっているというところで、一定程度の質というのは、レベルはいろいろあるのかもしれませんが、そこで担保されている中からというところ。それで、そこに対して品川区という流れがあるので、その上で質の確認などというところは、いろいろな面をチェックすることは必要だと思います。やり方については先ほど、まつざわ委員からもありましたけれども、いろいろなやり方の工夫で、少なくとも品川区の児童・生徒が、不登校としてそういったところを利用しているという視点で、あくまでも品川区の児童・生徒なのだという視点は、どこまでも軸というのは大切だということでの見方。ここはしっかりと手当てしていただきたいと思います。

その上で、あとは対象施設です。これは東京都で、都内にある、現在は近県、埼玉県、静岡県、神奈川県とあって、多くはないですけれども、そういったところ。実際、相談ベースでも他県を選ばれると

いうようなことも受けていたりもしています。そういう中で、先ほど東京都の、令和6年度末102名とあったのですが、この辺の区内・都内外の内訳みたいなものというのは東京都からもあるのか、もしあれば参考に教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

品川区の児童・生徒が利用している事業所の一覧、フリースクールの一覧というものを、東京都から提供していただいております。今、事業所名だけなので、区内のものは把握しているのですけれども、この中には区外や近県も含まれているとは考えております。

○つる委員長

ありがとうございました。全体でしかということなので。

あとは、これは例えば通常のというか、学校選択も含めて、極端に言えば、品川区の東側にお住まいの方が品川区の西側の学校に行くなどという通常の登校などもそうですけれども、例えば今あったように、区外ないし都外の施設を利用するに当たっては、移動についても当然そこは、いろいろな費用負担というのがあるのかなと。ここの考え方、見方、捉え方というのは、広域で見るのか、品川区で見るのか、いわゆる教育委員会の立ち位置なのかということもあるとは思いますが、先ほど給食の話もありましたけれども、どこまで見ていくかというのは、なかなか非常にしっかりと冷静に見ていかないといけない部分があるのかと思うのですが、そうしたところも含めて、こういった実際に1つの学校を形成するぐらいの不登校の児童・生徒がいるという現状からすると、先ほどの見立てよりも少し利用者数が増えているということを見れば、今年度も、多い・少ないというか、いい・悪いは別にして、そうしたところの支援策の考え方というところが見えてくるのかなという意味では、先ほどアンケートがありましたけれども、そういったところをきちんと精査して、極端な話、やはりこういった利用が、ないことがいいのかという表現もすごくセンシティブだと思うのですが、そういったところも含めて、各家庭、また子どもがとにかく元気に、その子にとって一番の学びの場となるような環境の支援という観点で、ぜひ引き続き見ていただきたいと思います。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について

○つる委員長

次に、(7)区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について説明いたします。資料、Side Books 1-7をご用意ください。

本日は、まず、いじめの重大事態そのものについて説明いたします。

資料の2ページ目をご覧ください。こちらの中段に参考として、いじめ防止対策推進法の抜粋を記載しております。第28条には重大事態の定義があります。どのようなものを重大事態と呼ぶかについてですが、第1項の1と2にありますとおり、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、こちらを1号重大事態または生命心身財産重大事態と呼びます。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

されている疑いがあると認めるとき、こちらを2号重大事態または不登校重大事態と呼びます。これら
をいじめの重大事態として、調査を行うものとされております。

資料の下段には、品川区いじめ防止対策推進条例の抜粋があり、法と同じ趣旨ですが、対策委員会に
調査を行わせるものとするとしており、本条例に基づき、品川区いじめ対策委員会に教育委員会が諮問
を行い、調査結果の報告を受ける形になっております。

それでは、資料1ページにお戻りいただきまして、本日も報告申し上げる2件のいじめの重大事態の
発生について説明いたします。

まず、事案番号についてです。令和7年度に入りまして、1つ目と2つ目の事案となります。

事案番号1は、いじめの重大事態の認定時期は令和7年4月、いじめの態様の分類といたしましては、
「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」に当たります。重大事態の
分類は2号、不登校重大事態に当たり、学校種は小学校、品川区いじめ対策委員会の対応状況は調査中
となります。

次に、事案番号2についてです。いじめの重大事態の認定時期は令和7年4月、いじめの態様の分類
といたしましては、「冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と、「ひどくぶつ
かられたり、叩かれたり、蹴られたりする」に当たります。重大事態の分類は、1号、生命心身精神重
大事態および、2号、不登校重大事態に当たります。学校種は中学校、品川区いじめ対策委員会の対応
状況は調査中となっております。

今後の流れですが、品川区いじめ対策委員会にて調査を行いまして、調査結果の報告を教育委員会が
受けることになります。結果につきましては、関係のご家庭に説明をした後、公表の可否について確認
してまいります。調査終了時に、文教委員会場で改めてご報告いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

〇のだて委員

今回は2件の重大事態が認定されたということで、どういう経緯で発覚したのかですけれども、学校
から直接連絡があったのか。それとも、教育委員会の窓口とか、そういうところに来たのかどうか、伺
いたいと思います。

それと、今回、事案番号2は、分類で言うと、2号もありますけれども1号もあるということで、こ
れが生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるということですが、分類としては、ひど
くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりということで書いてありますが、もう少し詳しくという
か、どのような事態だったのかというのを、説明できるところがあれば伺いたいと思います。

〇丸谷教育総合支援センター長

いずれの重大事態についても、学校でいじめを認知して、この法に当てはめて重大事態に値するとい
うことで認定を行い、教育委員会が報告を受けたものになってございます。

また、事案番号2についてですが、こうした事案の細かな部分については、この場では説明は控えさ
せていただきますけれども、いじめの態様の分類にあるようなことが行われた結果、1号および2号に
当たるような事態を招いたということでございます。

〇のだて委員

なかなか、この場ではそういったことは語れないということだったのですが、そうしたら、今後フォローをどうしていくのかというところが1つ重要なかと思えますけれども、その点はどう考えているのか、伺いたいと思います。

それと、今後、学校でいじめが起きないのが一番ですけれども、起きて解決していくということが必要だと思うのですが、それができるようにしていくと。それは今後どう考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

被害に遭った児童や生徒へのフォローですけれども、継続的に学校で支援をしております。また同時に、いわゆる加害とされる児童・生徒につきましても学校で指導をしっかり行いまして、反省を促し、学校生活を健全に送っていくというようなことで、こちらも支援対象ということで、学校では取り組んでいるところでございます。

また、いじめが起こったときに、こういった形で解決していくかということですが、やはり学校が組織的にどのような支援や指導が必要かということを検討しながら進めていくことが大切だと考えておりまして、中にはお互いの謝罪で納得して解決するものもあれば、例えば恐怖が強くて長引く、なかなか解決に至らないというようなケースもありますが、事案に合わせて、教育委員会も一緒に検討しながら、学校で支援や指導を続けていくということで、引き続きそちらも併せて進めてまいります。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。

品川区でも、いじめについて大きな問題があつて、もちろん国の法や国の条例も、区の条例も絡めて体制も整備されたと思います。令和4年から重大事態は、ホームページで公開されているところ、24件あったわけで、これまで大きな記者会見までされて起きたところから、現在までのいじめについての、大きな話ですけれども傾向と、区の対応はここまで、令和4年、令和5年、令和6年、3年少したったわけですが、それはどうだったかということで、現状を踏まえて、ここ数年の状況に対するお考えをいただきたいと思います。

あと、今後どうしていくか、先ほど幾つか、やらなくてはいけないことを、教育総合支援センター長がお答えになったのですが、今後、特にこれまでの状況を踏まえて、力を入れて防止・対策していくところがあれば、お話ししたいと思います。

2点になりますけれども、お願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

まずいじめについての傾向というところですが、今回の資料の2ページ目の上段に、いじめの態様ということで、①番から⑧番まで類型化したようなものがございます。やはり多いのは①番の、冷やかしかからかい、悪口といったところが多いかと考えております。こういったところで、もちろん見つければ教員が指導するのは当然なのですが、子どもたち自身に考えさせることに昨年度から重点を置きまして、まずは、いじめ予防授業を全校でワークブックを使いながら行っております。子どもたちがいじめの定義について理解して、いじめが起こりやすい場面や状況、力の不均衡があった場合にいじめが起こりやすいとか、あの子がこういうことをしていたから、こういうことをやってもいいのだというような考え方の誤りといったものを、今、学習を全校・全学年で進めているところです。そう

いった子どもの意識を変えていくとともに、教員向けの研修会も昨年度、充実した形で行いまして、法律の理解と、実際のいじめがどういうときに重大化しやすいかといったところを研修で学んでございます。また、子どもが被害の状況や目撃情報をしっかり教員に伝えられるように、月に1回のいじめアンケートというものを、タブレット端末上で行っております。こういったところで、被害の申告や、教員が見つけて、いじめの認知もしやすくなってきております。また、月に1回だけではなくて、毎朝、登校時に、心の健康観察ということで、その日の気分を打ち込むような取組も全校・全学年で行っております。そういった、子どもの変化に気づき、早期に対応していくという仕組みも併せて行ったところで

す。

今後、子どもたちにつけていきたい力として、やはり同じことを言ってもすごく傷ついてしまう子と、ふざけ合いで終わってしまうパターンと、いろいろなケースがあらうかと思います。子どもたちに、やはりレジリエンスをつけていくということは、1つ、大きな課題というか目標と思っております。教育振興基本計画でもレジリエンスの育成については掲げていますが、こういったものを今後も重点として続けていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

それぞれ詳しくご説明いただきましたので、今後、本当にゼロになるのを目指して、お願いします。

1つだけ確認なのですが、調査結果の公表を望まない保護者の方がほとんどなのですが、2件だけ公表されました。それで、非公表の内容について、先ほど教員の研修のときには、こういった事例があつてこうだということを、区内の教職員では共有することが可能なかどうかだけ確認をお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

やはり、事案の共有というものは必要だと考えておりまして、ただ非公表になっているので、なかなか事細かなところまでは全校展開するのは難しいと考えております。しかしながら、要点を学校に伝えていくことで未然防止にもつながると考えておりますので、現在、非公表になっている事案も含めて、詳細ではなくて概要版といったものを、教育総合支援センターで作成している段階です。こういったものができましたら学校にも展開して、こういったものが重大事態になっていきやすいのか、自己の取組も振り返っていただくような環境といいますか、整えていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。本当に今、概要版というお話があつたのですけれども、言い方は少し失礼なのですが、研修慣れしてしまうと、抽象的な言葉や、何というのですか、そういう基本的なことだとあれなので、なるべく具体的で、秘密、プライバシーが守られるような中身で、やはり、より具体的で、教員の方々が自分事と捉えられるような形で、ぜひ研修の資料といいますか、作って、全教員に共有するような仕組みをつくっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございます。

先ほどの質疑でも少しお話があつたと思うのですが、被害を受け、いじめを受けた関係がある児童・生徒の子どもご本人と、あと家族に対してもやはり傷つきがあるかと思うのですが、この辺りも、教育委員会と、教育委員会以外の関係機関もし関わられていましたら、そのサポートやケア

の状況というのは、どういうふうに品川区として今後やっていくのか、もしくは現在行われているのかというところを確認させてください。また、もし仮に、いわゆる特定の加害をしてしまった可能性のある児童・生徒がいた場合、その場合も、子どもたちというだけではなくて、ケースによってまた変わってくると思うのですけれども、ご家庭であったり、子どもが関わる、取り巻く環境であったりといったところの調整が必要になってくる。例えば指導や、反省を促すということが効果的なケースもあるかと思うのですけれども、そうではなくて、子ども本人にはどうしようもないような環境調整によって解決していくようなケースというのも中にはあるのかと思うのですけれども、この辺りのフォローをどのように教育委員会として考えているのか教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、被害に遭われたお子さんやご家族についてですけれども、例えばスクールカウンセラーにつなげたり、教育総合支援センターにいるHEARTSの心理師や、学校に通えなくなるケースもあるのでマイスクールとの連携で支えていったりというようなことは、教育委員会の内部で行っております。また、場合によっては関係機関というところで、子ども家庭支援センターや、あと、これは主に加害のほうになりますけれども、内容によっては警察との連携ということも、国のガイドライン、本区の基本方針にも掲げておりますので、そういった関係機関とも連携しながら支援や指導をしていくということは考えております。

また、環境調整というところで申し上げますと、例えば同じクラスでいじめが起こってしまうと、その後、3月まで関係が続くので、教員が常に観察しているような環境を整えたり、年度末になれば学級替えをすることで物理的に距離を離したりといったことも併せて行っております。それもご家庭と相談しながら、対応については検討しているところでございます。

○横山委員

ありがとうございます。これは区内ではなくて、他区の事例でお聞きしたことではあるのですけれども、例えばの話ですけれども、部活動内でそういった事例が発生した場合などで、私の考えだと、やはりそういったいじめみたいなものが発生した場合は、少しその環境から離れる、まず被害の児童・生徒を守るということがすごく大切かと思っていて、まず環境調整を行って、それ以上、心であったり、様々な傷つきであったりが広がらないように、しっかり守っていくということが第一に大切かと思っているのですけれども、部活動の先生や保護者など、今までその子が頑張ってきたことを続けさせたいような期待感や、子ども本人のやりたい気持ちなど、様々な、いろいろな関わる大人たちの思いや気持ち、子ども本人の気持ちみたいなものもあるかと思います。なので、そのケースそのケースによって、どうしていくのがいいかというのはなかなか判断が難しいかと思うのですけれども、学校内の環境調整だけにとどまらず、家庭内にどこまで踏み込んでいけるのかという、それこそ子ども家庭支援センターや、また加害というようなケースの場合には、警察や少年センター、本区は児童相談所もありますので、そういったところなど、様々なところのいろいろな専門的な知識といったところも頼っていただきながら、被害児童・生徒も加害児童・生徒もこれからの人生がありますので、そのお子さんにとって今どうするのが一番いいのかということを考えて、進めていっていただきたい、対応していただきたいと思っていますので、要望させていただきます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) これからの市民科について

〇つる委員長

次に、(8)これからの市民科についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇唐澤教育施策推進担当課長

私からは、これからの市民科について説明いたします。資料、Side Books 1-8、これからの市民科をご覧ください。

市民科につきましては、「特別の教科 道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」を統合・再構築した品川区の独自教科であり、平成18年より実施してきております。子どもたちを取り巻く環境が様々変化していく中、市民科につきましても都度、改訂を加えながら、区の独自教科として発展・継承してきているところでございます。このたびの区の教育振興基本計画の策定や国の動向等を踏まえながら、改めて、これからの市民科について検討してまいります。今年度につきましては、大きく中段にあります、3、市民科検討委員会、4、市民科調査研究会を開催してまいります。

まず、4の市民科調査研究会では、実際、指導されてきている先生方からの意見や児童・生徒の現状等を踏まえながら、これまでの市民科の振り返りや今後の市民科の在り方についての検討、実施状況調査の実施・分析等を計画してまいります。

3、検討委員会では、調査研究会の内容を随時報告し、それぞれの有識者からの知見をいただき、改めて調査研究会での内容を検討し、改善、反映していく流れで進めてまいります。

5のスケジュール（案）をご覧ください。大きくは、国の学習指導要領の動きと同様に、今後の区立学校教育要領改訂を見据えて動いていくような形で進めてまいります。3期に時期を分けて検討しております。第Ⅰ期を調査分析期、第Ⅱ期を要領改訂期、第Ⅲ期を教科書作成期として、今後進めていく形で考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

〇のだて委員

今後、市民科の在り方を検討していくということで、区の問題意識としては、この間の課題などというはあるのかどうか、伺いたいと思います。

〇唐澤教育施策推進担当課長

まず、これまでも改訂していきながら、やはり今、子どもたちを取り巻く環境というものは都度変わっておりますので、そういったものに対応していくというのは、大きな課題としては認識しております。

また、国でも言われているカリキュラムオーバーロード、学習内容を整理していくというのは、区としても同じように認識として捉えておりますので、学習内容についても、また整理・検討していきたいと考えております。

〇のだて委員

環境変化、カリキュラムオーバーロードなど、課題があるということで、確かにいろいろやることが

増えてきていると思いますので、そうした見直しも必要だと思いますし、そういった中では、私たちの問題意識として、やはり道德の問題があります。今の道德のやり方というのが、規範意識を押しつけるようなやり方で進められているということで、やはり、そういうことではない、人権感覚を教えていくといったことが必要かと思うのですけれども、道德の点についてはいかがでしょうか。

○唐澤教育施策推進担当課長

市民科につきましても、道德も統合して実施しているところですが、国の道德につきましても、この間、教科化というものが図られてきて、「考え、議論する道德」という形で発展してきております。市民科につきましても、1つの価値の教え込みという形ではなくて、やはり子どもたちが自ら考えていけるような学習内容とともに、そうした学習の進め方といったものも併せて、今後さらにブラッシュアップしていきたいという形で考えております。

○のだて委員

今、押しつけではなくというお話は必要だと思います。やはり今、学ぶということは、自分の考えを整理しながら、いろいろな人と議論しながら考えていくということが必要だと思いますので、ぜひそうした形でやっていただきたいと思います。

資料の中に、標準授業時数ということと、その内容の取扱いということでも書かれておりますけれども、先ほどのカリキュラムオーバーロードとも同じかもしれませんが、やはり今、教員のサポートという点でも授業数が多過ぎるということがありますので、そうした点も見直しが必要かと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

ご説明ありがとうございます。そもそも論というか、市民科の経緯、市民科というのは、それこそ社会の一員としての資質や能力、それで市民性の育成と書いてあります。市民性の育成というのは、何というか、すごく抽象的で、何が市民性なのかなとずっと思っていて、「市民性」という抽象的な言葉の中に、学んでいる子どもたちの成長というのですか、そういうものを見いだす、判断するというか、そういう基準は何なのでしょう。

○唐澤教育施策推進担当課長

こちらでは文言として「7つの資質と15の能力」というところでしか書かれていないのですが、そうした資質・能力の育成に向けて、市民科は1つ、学んでいるということがございます。その判断につきましては、例えば各学校においては、この子どもたちの学びの状況を、所見という形で通知表などにも記載して、ご家庭にもお知らせしているところです。また、市民科地区公開講座というものを各学校で実施しておりますから、そうした際に、授業内容や、今みたいなお話など、地域・ご家庭に説明して理解を促しているという現状がございます。

○まつざわ委員

私も市民科というのは、保護者ですから、よく見にもいくのですけれども、その辺が、何というのですか、うまく伝わりづらいというか、私もこういうものを見ていても、保護者としても、市民科というのは捉えどころがないというのですか、非常に難しいあれなのかなと。それで、すごく失礼な言い方になってしまうかもしれないのですけれども、先ほど、今の市民科の分析で、日々の流れるというのが大きな課題であると。現状での課題の中で、日々のいろいろな移り変わりがあって、なかなか難しいというのがあるとすると、そもそもの定義、5つの領域、育成する7つの資質という能力自体も再構築する

という考え方があっていいのかなと思うのです。これがやってきた基礎だというのは、もう十分分かっています。でも、せっかくこれからの市民科について新しくこうやって変えていこうというものがあるのだったら、そもそも一番初めの根幹に持っているものというのですか、こういったものの領域の見直しも含めて、ここをまず考えていく必要があるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○唐澤教育施策推進担当課長

これからの市民科についてというところで、これから検討委員会でも検討してまいりますので、今お話のあった内容も含めて検討内容には入ってくるものと理解しております。

○まつざわ委員

あと、細かいものですみません。例えば教科書作成という部分で、現場の先生の話などもどんどん入ってくると思うのですけれども、こういった現場の先生の声というのは非常に大事だと思うのですけれども、現場の先生の声などを、これからの市民科に向けて、どれぐらい反映していくおつもりなのかというのを聞きたいのと、あと、検討委員会メンバーで保護者というのがあるのですけれども、保護者というのは一体誰を指すのかという、2点教えてください。

○唐澤教育施策推進担当課長

調査研究会につきましては既に実施しておりまして、そのメンバーにまず先生方が入られていますので、実際これから作る資料につきましても、教えられている先生方の意見というのは出していけると考えております。

また、検討委員会のメンバーですけれども、保護者につきましては、今、PTAをお願いして、検討委員会の委員という形で整理させていただいているところでございます。

○まつざわ委員

PTAというのは連合会の会長という部分ですか。

○唐澤教育施策推進担当課長

ご依頼させていただいて、そうした方々を推薦させていただいてという形になっております。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。

まずは敬意を表したいと思ひまして、これだけの教科に関することを、こうして編集してつくっていくというのは、学習指導要領に文部科学省が多くの予算をかけてというのはありますけれども、区という単位でこれだけのことを進めていくというのは物すごく大変なことだと思ひていて、それをこうして数年かけてやっていって、1つの教科をつくり上げていく。今までつくってきたのですけれども、これは本当にすごいことだと私は思ひていて、ほかの教育委員会はやらなくてもいいわけで、それをあえてきちんとやっていることは、大変、評価などと偉そうなことは言えないので、敬意を表します。

その上で、内容は出てきたらまたお話しさせていただくとして、要するに授業でどうかというところだけのお話をさせていただいて、現状も含めて中身があるのですけれども、授業をどのようにするかというところで、児童や生徒にどう響くかというポイントがあると思ひていて、1つは、異動してきた先生方が、他の自治体でどのように市民科の授業を身につけていくのかということも、研修でされていると思うのですけれども、その辺りを、校内での先生方の情報交換とか、そういうところがあると思ひ

ますけれども、特に異動してきた先生方にどのような形で習得していただいているかということが1つ。

それから、児童は比較的、市民科の内容は入りやすいと思うのです。ところが一方で中学生は、やはりいろいろ自分の考えがあったり、またそういうことを言っているみたいな、言い方は悪いですが、そういうものが出たりするので、中学生のほうの授業で注意されていることがあればというところで2つ目。

3つ目は、ほかの委員からもありましたけれども、保護者の方について、公開講座では指導案を出していただいているのです。その一方で、何で市民科をやっているのですかと、市民科についてこのようなことを今、身につけているのですということを、学校ごとの考えで結構ですので、やはり保護者の方向けに分かりやすく提示して、市民科をなぜやっていて、今このようにしているというのを知っていただく大チャンスなので、そこを要望したいのですが、その3点をお願いします。

○唐澤教育施策推進担当課長

ご質問を3点頂きました。

まず教員への研修につきましては、新任・転任向け研修会の中で1つ、市民科を取り扱っているところ。また、各学校には推進教師というものがおりますので、その推進教師向けに研修を行っております。既に第1回目の推進教師向け研修を行っておりまして、今年度につきましては、やはり内容が多岐にわたるので、例えば市民科の基礎基本であったり一貫プランであったり、そうしたプレゼンをつくって、それ自体は別途、各学校に送付して、校内研修などでも活用できるような体制を整えさせていただいております。

2点目の中学生に向けてなのですが、やはり発達の段階等がありますので、各学年に応じた内容というのは検討委員会の中でも吟味されていく内容かと思っております。ただ、今、調査研究会の中から1つ出た成果としては、1年生から9年生で系統立ててやっていく中で、やはりゴールの9年生の姿に、市民科の効果、実践の意欲や行動、低学年に優しくするなどといったものが出ているのではないかという話題は上がっております。

最後に3点目、保護者への啓発というような形では、先ほど申し上げた市民科地区公開講座の中で、今年度実施している学校においては、1つは地域との連携、防災や安全といった観点でやっている学校があったり、あとはいじめ防止について保護者を啓発して、学校と連携しながら取り組んでいる事例があったりしたので、引き続き、地域・保護者との連携を視野に、1つの視点として地区公開講座も実施していければと思っております。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。

研修については、いろいろ工夫されているということでした。ただ、どうしても市民科や旧道徳などは、説明する先生のパーソナリティというかキャラクターによって、かなり違うので、今、プレゼンのことがあったとありますけれども、その辺り、先生方のキャラクターに頼らないでもできるような、要するに指導案の事例を作っていかなければいけないと思うので、それはよろしくお願いします。

あと、保護者向けについては、今お話があったような内容もいいのですが、もう本当に単純に、Q&Aみたいに、「なぜ市民科をやっているのですか」、Aで校長先生の答えとして「こういうことでやっているのですよ」みたいな、本当に簡単なものでいいので、ぜひ公開講座のときに何らかの形で、紙ベースでもいいですし、何かやったほうがいいのかと思います。これも要望で終わります。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。

市民科は、私も自分の子育てであつたり周りのお子さんたちなどというところを見ましても、すごく意義のある教科だと思っていて、例えば自分の子どもが高校生時代に、やはり他区のお子さんや他県のお子さんなどと一緒に活動したり勉強したりという場面があつたときに、どうしてこういう考え方になったのかなというような場面で、やはり品川区の市民科の授業を受けていたので、こういうことができたとか、それをほかのお子さんにも伝えることができたというようなことが、何度か見受けられたり、見聞きすることがすごくありましたので、これからも時代に合わせた形に見直しをし、アップデートしていただくというのはすばらしいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

少し確認なので、すみません。2番の「現行市民科の状況」の一番下に、「別紙『市民科の実施について』より抜粋」とあるのですが、今日の資料には特に別紙というのがなかったのですが、もしこちらがありましたらぜひ見せていただきたいと思いますので、こちらは確認だけお願いします。

また、3番の「市民科検討委員会の役割」のところ、調査分析のところなのですが、今、先ほど申し上げましたが、現在在籍している児童・生徒だけではなく、平成18年より市民科はやっておりますので、どこまで遡れるかというのは、なかなか現実的に難しいところはあるかもしれませんが、卒業生のアンケートや、現在、区内在住でいるような方々のそういった部分というのも聞いてみるというのは、また1つ、振り返りには効果的ではないかと思うのですが、その辺りのお考えをお聞かせください。

また、Ⅱ期の「要領改訂」のところなのですが、学習指導要領の次の改訂というのが、恐らく令和9年度、令和10年度あたりなのかと思うのですが、その辺りの整合性であつたり、どのようにうまく合わせたりしていくのかということのお考えをお聞かせください。

○唐澤教育施策推進担当課長

まず1点目の別紙につきましては、訂正しておわびさせていただきます。現行の区立学校教育要領等に記載されている内容を転記しておりますので、そのように理解していただければと思っております。

2点目です。調査の対象ですが、今後、調査研究会、検討委員会でも諮っていかうとは思いますが、実際、卒業生など、どこまで追えるかというところは、現時点だとなかなか難しいところもあるかと認識しているところですが、実際やはり市民科を学習した9年生につきましては、その成果等ははかっていきたいと考えているところでございます。

最後、3点目、国の動向につきましては、現在、中央教育審議会、教育課程特別部会でも審議が同時並行で入っておりまして、大きな論点については今年度の秋ぐらい、またその答申につきましては来年度中などという形で出ておりますので、実際、国も随時、情報はそうした形で発信しておりますので、そことの整合を取りながら、今後も進めていかうと思っております。現時点では、案という形でご理解いただければと思っております。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時00分休憩

○午後1時05分再開

○つる委員長

ただいまから文教委員会を再開いたします。

なお、1名の傍聴申請がございましたので、ご案内いたします。

(9) 「品川区社会的養育推進計画」の策定について

○つる委員長

次に、(9)「品川区社会的養育推進計画」の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、社会的養育推進計画の策定についてご報告いたします。恐れ入りますが、Side Booksの資料1－9をご覧ください。

初めに、項番1、経緯でございます。令和4年改正児童福祉法等を踏まえまして、国は令和6年3月に、児童相談所設置市を含む都道府県等に「社会的養育推進計画」の策定を求めました。区では、これまで東京都の社会的養育推進計画により取組を進めてきたところでございますが、昨年10月に品川区児童相談所を開設したため、このたび、区として計画を新たに策定することといたしました。

次に、項番2、計画の概要でございます。区では、国の示す策定要領に基づきまして、区の現状や課題を踏まえた上で、取組の方向性や具体的な施策等について記載することを検討しております。

その下に構成（案）の一部を記載しておりますが、策定の背景や基本的な考え方といった総論から始まり、児童相談所の運営状況や里親・児童養護施設の状況といった品川区の現況、また具体的な取組についてということで、こどもの権利擁護や里親委託等の推進についても記載していく予定でございます。なお、策定に当たりまして、「品川区こども計画」等の関連する計画と整合を図るとともに、児童福祉審議会や当事者である子ども、また区民の皆様からも幅広く意見を聴取する予定でございます。

最後に項番3、スケジュールでございますが、記載のとおり、12月まで検討、意見聴取を進め、2月にパブリックコメントの実施を経て、来年4月の完成を予定しております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、区で「社会的養育推進計画」をつくるということで、今、区が感じている課題にどのようなことがあるのかというのと、これまで東京都の計画で進めてきたという中で、今回、都の計画と変わる部分、これから具体化されていくと思いますけれども、そういうところはあるのかどうか、伺いたいと思います。

それと、策定に当たって、子どもに意見を聞く、当事者から意見を聞くということが書かれていることは重要だと思います。これを実際、どういうふうに聞いていくのかというところを伺いたいと思います。

2月にこの計画のパブリックコメントをやるということで、ぜひパブリックコメントをやる際には説明会をやっていただきたいと思います。やはり、いろいろな問題が恐らく中にも書かれていると思いますが、すぐに理解するのは難しいので、区民の皆さんに、より分かってもらうためにも、説明会をやって、そのことでパブリックコメントの件数も増えると思いますので、ぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長

ご質問いただきました4点について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の課題として感じていることですが、国の社会的養育推進計画の策定要領の中では、里親委託の推進ということが大きな目的として掲げられておりまして、区といたしましても、区の現状として、里親の数というところはまだまだ伸ばせる可能性があるかと受け止めておりますので、その点は大きな課題として考えているところでございます。

それから2点目の、都と変わる部分はあるかという点でございますが、大きく変わることはございません。ただいまも申し上げたとおり、里親の委託の推進、また数を増やしていくための取組といったところは引き続き取り組んでいきますし、児童相談所、それから一時保護所の運営についても記載していく予定なのですが、そういったところは、都区が足並みをそろえて実施しているところでございますので、大きく違う点はないということでございます。

それから、策定に当たって子どもの意見を聞くというところでございますが、方法といたしましては、アンケートやヒアリングの実施を予定しております。対象は、一時保護中の子ども、児童養護施設で生活している子どもに対して実施する予定でございます。

それから、4点目のパブリックコメントにつきましては、他自治体の状況等を見まして検討してまいりたいと考えております。

○のだて委員

パブリックコメントの説明会は、他自治体を見てということですが、ぜひ実施していただきたいと要望しておきたいと思います。

あと、子どもの意見を聞くということで、アンケートやヒアリングをやっていくということですので、ぜひいろいろな子どもたちから聞いていただいて、それを反映していただきたいと思います。それが、よりよい計画をつくることになるのかと思いますので。

東京都の計画と大きく変わることはない、そうすると、品川区でつくる意義というのはどういうところにあるのか伺いたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

東京都と変わりではなくて、その中でどうして品川区でつくるのかという点でございしますが、大きな目標というのは東京都と変わりはないというところでございます。ただ、それぞれの自治体の状況というもの詳細に記載していくところがございしますので、それはもう東京都と、数値といった部分は大きく変わりますので、品川区としてつくっていく意義があるものと考えてございます。

○のだて委員

そうすると、品川区と向かう方向は一緒ですが、細かい課題が品川区に即した対応をしていくということかと思いますが、ぜひよりよいものになるようにしていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

ご説明をありがとうございました。私からも、意見聴取なのですが、子どもの意見は今、アンケートやヒアリングを、一時保護中のお子さんと児童養護施設で暮らしているお子さんというご答弁がありましたけれども、それ以外に例えば里親や児童養護施設、乳児院の方々など、その辺りの社会的養育の担い手になってくださっている方々の意見などの聴取の機会というのはどのように確保されていくのか、ご説明をお願いいたします。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいまのご質問は、児童養護施設や里親、養育する側の方へということですね。かしこまりました。こちらについては現在、こういったところまで調査を進めるかというのを検討中でございますので、貴重なご意見として参考にさせていただきたく存じます。

○横山委員

子どもの意見をしっかり聞いていくという部分も大切なのですが、実際に社会的養育はすごく大変なことだと思いますので、品川区内にも里親はいらっしゃいますし、児童養護施設の職員の皆さんも日々奮闘していただいていますので、そういった現場の方々のお声もしっかりと捉えながら計画に反映していただきたいと思いますので、現状やこれまでの経過といったところも踏まえた上で、これからの計画がしっかりと地に足のついたものになるようお願いしたいと思います。要望で終わらせていただきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

里親への支援に力を入れていくというお話だと思うのですが、現状、品川区が今やっている里親の新規登録や委託向上に向けて今やっていることと、例えばこの計画を踏まえた上で、今後、そういったものをどういうふうに、広報や支援体制を強化していくのかと、計画の段階なのであれですが、今、大体の方向性が決まっていれば教えていただきたいです。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず現状の取組からお話をさせていただきます。

今、区では里親制度の普及啓発活動を、児童相談所が主体になって実施しておりまして、具体的な活動としましては、里親や里子による体験発表会の実施などが挙げられます。また、児童相談所の中で、フォスタリング機関といいまして、里親を増やすための取組に特化した事業委託をしておりますので、そういったところで個別の相談会や説明会といったことを実施しているところでございます。

今後、社会的養育推進計画の中でこういった工夫ができるかというところでございますが、国の要領の中には、社会的養育の認知と理解を求めるような取組という項目がございますので、そちらについても検討しながら、具体的に実績につながる取組を検討して、掲載してまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員

それともう1つ、ここに米印で、策定に当たってこども計画等に関する計画の整合と書いてありますけれども、例えばこども計画以外にも、子どもの貧困対策など、もう本当におっしゃるとおり、いろいろな計画があるのです。だから、ここはぜひしっかりと、PDCAサイクルを実行して、かぶることがないように、しっかりやっていただきたい、要望です。

あと、これはこの計画になるのか、よく、施設で育つ、施設で育ったなどというと、18歳で退所、

卒業されるケースが多いのですが、私もそういう施設を巡らせてもらったときに、やはり大きな課題の1つが、卒業した後は音信不通になってしまうケースが本当に多々あって、せっかくこういう計画を立てるのであれば、そういうことがなるべく起こらないように、区が中心となって、例えば伴走支援の計画といったことも、こういう計画に盛り込んだり、また地域というのが大事になってくるので、地域ネットワーク型支援というのですか、こういったものも計画の中に盛り込んだりすると非常にいいのかなと思うのですが、それについてご見解を聞かせてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

18歳以上の自立へのサポートから、まずお話をさせていただきます。

区では今年度から、卒業、児童養護施設や里親の元を旅立った子どもたちに向けて生活応援の準備資金の用意をし、それから伴走支援ということで予算計上しているのですが、秋ぐらいから相談を専門的にやる窓口、支援の拠点も設置して、18歳以上の自立の子どもたちを応援していく取組を、今年度スタートしたところでございます。

計画の中にそういった、実際に行っている事業も掲載するとともに、地域ネットワークで、品川区の中でこういった取組ができるかということもしっかり研究しながら、中に掲載していきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございます。

この計画を品川区独自につくる、策定するということは大変重要なことで、ぜひしっかりと計画していただきたいのですが、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、これは、子ども育成課の中で策定していくのですか。策定委員会みたいなものを設置しないで内部でつくっていくのかということと、あと設置しなかった理由をお尋ねします。東京都の推進計画は160ページに及び、大変なボリュームがあって、非常にしっかりしたものなのですが、そこまでいなくても、それに近いものを担当の課でつくるとすると、なかなか大変だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長

策定に当たっての体制についての考え方だと思います。

まず作業に関しましては、子ども育成課が中心に作業を進めていくのですが、どうしても内容に、児童相談所、それから子ども家庭支援センターといった専門機関の内容も含まれますので、現在、PTという形ではないのですが、担当の職員をしっかりと組織して、今、策定を始めたところでございます。内部としてはそのような体制です。

外部に関しましては、区長の附属機関でございます児童福祉審議会が昨年度から発足しておりますので、その中で計画を随時お示しし、ご意見等をいただきながら磨いていくという形で考えてございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございました。PTという呼び名ではないにしても、携わる方々が、職員の方がいて策定していくということですが、要領の大きさからいうと大変なことになるのではないかと考えていて、策定委員会があって、それと共に一緒にやっていくのと、相当違いがあると思うのですが、その辺の業務量の、もちろん区の職員がたくさん関わるのはいいことだと思っています。ただ、それだけの業務量との関係で少し心配なのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長

お気遣いいただき、ありがとうございます。

体制は確かに少し心配と思われる部分があろうかと思いますが、品川区が計画しておりますのが、令和8年度から11年度の4年間の計画でございます。他の自治体におきましては、1年前にもう既に計画の策定作業に入っていて、令和7年4月から実際に計画がスタートしております。国の要領が詳細なものが出てきていること、それから他自治体の例というものが多くあること。そういった点を踏まえて、職員で策定していこうという形で決めたところで、実際に今、動いているという形でございます。これからは漏れがないように、しっかりと力を合わせて取り組んでまいります。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。心配したのですけれども、その点、業務量との関係で、もちろんきちんとしたものをつくっていただきたいというのが大前提なのですけれども、ぜひその辺の仕事量との関係を、管理職の方がしっかりとコントロールしながらお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

では最後に確認。今、高橋しんじ委員の話があつて、計画期間が令和11年ということで4年間なのですけれども、そうすると、基本は大体どこも5年間、5か年度なのですけれども、それ以降というのは、5か年度で立てていくという段取りでいいのか。そこだけ教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

今、委員長にお話しいただいたとおり、1回目は4年間なのですけれども、2回目以降は5年を目途に随時更新していくという考えでございます。

○つる委員長

ありがとうございます。ほかによろしいですね。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(10) 私立認可保育園の新規開設について

○つる委員長

次に、(10)私立認可保育園の新規開設についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは私から、私立認可保育園の新規開設についてご説明させていただきます。Side Booksの資料1-10をご覧ください。

初めに項番1、概要でございます。本年4月に策定いたしました品川区こども計画に基づき、再開発等により就学前人口が増加することが想定される大井地区において、必要とされる保育の量を確保するため、新たに私立認可保育園を開設するものでございます。

次に項番2、保育園の名称は、（仮称）ほっぺるランド大井町で、項番3、設置者は、株式会社テノ.コーポレーションでございます。

次に項番4、事業内容でございます。(1)予定地は、南品川6-11-6 N-1ビル2階で、(2)開設日は、令和8年4月1日を予定しております。(3)面積および(4)定員につきましては記載のとおりでございます。

次に項番５、スケジュールでございますが、令和７年９月から翌年１月まで改修工事を実施し、開設準備を経て、令和８年４月の開設の予定となっております。

最後に項番６、新規開設に係る予算でございますが、区内私立保育園開設経費として２億５,４０３万９,０００円を予定しております。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言願います。

〇のだて委員

スケジュールのところを見ると、今年９月から改修工事が始まるということです。改修工事が何をするのか、ビルの中なので保育園に合わせてやると思うのですが、園庭があるのかというのは確認させていただきたいと思います。

事業者はテノ・コーポレーションということで、事業者の保育士の経験年数と離職率が分かれば伺いたいと思います。

〇芝野保育入園調整課長

ただいまのご質問でございますが、まずスケジュールでございますが、９月から改修工事という形で入らせていただく予定でございます。こちらはもともと健診センターといって、かなり保育園に近い形で活動されていた施設でございますので、そんなに大きな改修ではないと聞いております。

こちらはビルの２階になりますので、園庭は近隣の公園を使うという予定になっております。

あと、保育士の確保のご質問でございますが、こちらはこれから認可承認に向けて保育士の確保を図り、児童福祉審議会でしっかりその辺は審議していただきながら、開設に向けて進んでいくという形になります。

〇のだて委員

保育士のところは、テノ・コーポレーションの会社としての独自の経験年数と離職率を伺ったので、ご回答いただきたいと思います。

〇芝野保育入園調整課長

テノ・コーポレーションの保育士の経験年数ですが、申し訳ありません。今まだ把握しておりませんので、この場ではお答えできません。

〇のだて委員

既に品川区でやっている業者だと思いますので、すぐ分かると思いますのでぜひ把握していただいて、やはり保育士の労働環境が子どもたちの保育の質にも関わってきますので、よりよい保育になるように、ほかの面も含めてやっていただきたいと思います。

〇つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

２ 所管事務調査について

〇つる委員長

次に、予定表２の所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしております。

た。委員の皆様より頂きましたご意見・ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の文教委員会の所管事務調査につきましては、Side Booksに掲載のとおり、「一時保護と社会的養護について」、「不登校対策について」、「子ども家庭支援センターと地域子ども家庭支援センターの運営状況について」、および「朝の居場所の運営状況について」の4件とさせていただきますと思います。

「一時保護等社会的養護について」では、一時保護所や地域などとの連携、里親支援や児童養護など、「不登校対策について」では、様々な不登校支援の取組状況についてなど、「子ども家庭支援センターと地域子ども家庭支援センターの運営状況について」では、今年の4月から開設された地域子ども家庭支援センターの設置目的や役割、人員体制、開設されてからの状況など、「朝の居場所の運営状況について」では、朝の児童の居場所確保事業の状況や課題など、それぞれ調査・研究を進め、意見交換を行っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明させていただきました。

時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げることはできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇つる委員長

ありがとうございます。

それでは、議案や報告事項等の案件との関係を含め、時期を見ながら、計画的に調査・研究をしていく考えでありますので、よろしくお願いいたします。

また、理事者におかれましても、いろいろな資料の準備をお願いすることになろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 行政視察について

〇つる委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

行政視察の調査項目・視察先の希望については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。期日までに委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、調査項目等、視察の内容について正副委員長で検討させていただきました。

まず、視察のスケジュールにつきましては、第3回定例会後の10月27日月曜から10月31日金曜のうちの2泊3日になろうかと思います。ただいま申し上げた日程での実施について、ご意見やご都合の悪い日がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですね。

次に、調査項目等視察の内容についてです。こちらについては、次回の委員会で日程や調査項目等の正副委員長案をお示ししたいと考えておりますが、現時点では、いただいた意見を参考に、1「秩序と活気のある学校づくり」をテーマに堺市、2「子どもにやさしいまちづくり」や「地域で決める学校予算」をテーマに奈良市、3「未来リテラシーを育む」をテーマに小牧市、4「誰もが分け隔てなく、学び、楽しみ、交流できる図書館」をテーマに京都市など、関西地方を中心に候補として考えております。

現時点での候補を踏まえ、視察項目や視察先についてご意見等がございましたらご発言願います。

よろしいでしょうか。

それでは、いただいたご意見等を参考に、再度、正副委員長で検討させていただきまして、次回の委員会で、改めて日程、調査項目等の案をお示しさせていただきたいと思います。

なお、本日以降も調査項目等のご意見がございましたら、7月8日火曜までに事務局まで書面で提出をお願いしたいと思います。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○つる委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、高橋しんじ委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。質問項目は、横山議員の一般質問の「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援強化」の中から、「困難を抱える子ども等への支援強化」でございます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願いします。

それでは、高橋しんじ委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

○高橋（し）委員

昨日もお話したのですが、一時保護所が課題ということで横山議員の一般質問があり、それにご答弁いただいて、定員を上回る状況が続いているということでした。所管的に児童相談所から、一時保護所の現状を改善点するために、人員や、あるいは様々な方策をしてカバーしていただいているというご答弁をいただきました。一方で、ハード面でどうしても厳しいところがあるので、現在、品川区の都立児童相談所が、移転というか、閉じるといいますか、大田区のほうということがあって、その跡地について、品川区立児童相談所の分室ではないですけれども何らかの施設にできないかということで、一般質問もさせていただいたのですが、それについて児童相談所から区の担当部署に、こういう状況なので、ぜひというような動きを、区の業者内部の話になってしまうので、お答えできる範囲でいいのですが、そういう要望といいますか、そういうものをどのようになさっているかということと、それからそれに対する、これは企画部門の話になると思うので、これもお答えできる範囲で結構なのですが、区が東京都にどう働きかけているか、あるいは現状がどうかというのが、もし分かればお願いします。

○長谷川児童相談課長

それでは、私から横山議員の一般質問に係る所管質問についてご説明申し上げます。

まず、品川区児童相談所が開設した令和6年10月以降、児童福祉法第33条に基づき、一時保護を実施しております。現在の一時保護の状況ですが、答弁のとおり、日々変動があるものの、定員を上回る状態が続いております。

まず、区の一時保護所定員設定の考え方ですが、東京都品川児童相談所の過去の保護実績や近年の虐待対応件数の増加傾向等を鑑み、設定しております。その際、小学生以上の学齢児童は個室対応を基本としておりますが、定員超過時を見据えて個室面積に余裕を持たせているため、定員が超過し、たと

え2名同室となった場合であっても、ゆとりのある広さとなっております。

また、東京都と児童相談所を開設した特別区の間で、一時保護所の相互利用に関する協定を締結しており、保護児童の援助に有効かつ適切であるときとして、保護児童が定員を超えて多数である場合に相互利用できることとされております。こうした枠組みを活用し、特別区間で利用調整を図っていることから、品川区のみが逼迫しているということはありません。

こうした児童相談所の運営状況については、全庁で共有し、所内でも問題意識は持っておりますが、企画部門に対して具体的な働きかけを行っている状況ではありません。開設から9か月が経過する中で、一つ一つの実績を積み上げている段階であり、目の前の一時保護中の子ども一人一人のニーズに応じた支援を、児童福祉司や児童心理司と連携しながら、引き続き実施してまいります。

○高橋（し）委員

一時保護に関して、現状と、どのような対応をされているかというのは把握しました。様々なご苦労をされながら、一時保護対象のお子さんたちに十分な支援をしているのは本当に承知しております。

その一方で、なかなか児童相談所として何とかしてくれと、企画部門に言わないと難しい問題があると思うのですが、それはもっと上の俯瞰するセクションがやるべきことなのかもしれませんけれども、一生懸命やられている現場の児童相談所の方は重々承知していますが、そういった中からも、やはりよりよい環境で子どもたちの支援ができるような体制づくりのためには、そういったハード面の拡大というかがあることが、今後、一時保護が増えたりして、支援するお子さんたちが増えたりすることに関しても、非常に必要なことなのではないかと思います。

ですから、そういう点を踏まえて、どこまでそういう発言を区の中でできるのか、私にはなかなか分からないのですが、そういうことで、ぜひ頑張ってくださいという言い方は少し失礼に当たるかもしれませんが、そういった立場を超えて、一番現場の方がお分かりですので、ぜひともそういった施設の拡大を求めていただきたいと思いますと思うのですが、そういった要求をしているというわけではなくて、一時保護に限らず児童相談所の機能の拡充・充実というのが必要だという認識を私は持っているので、改めて具体的な働きかけをしているわけではないということなので、その点について再度お願いします。

○長谷川児童相談課長

近くにありますが東京都品川児童相談所跡地のご質問かと思えます。

あそこは東京都の所有でありまして、まずは東京都内部で検討されるのではないかと考えております。今、委員からご提案いただいた内容に関しましては、私どもから企画部門にも共有させていただきたいと思えます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

ぜひ、千載一遇というか、あそこにあつて、本当に現場で専門的にやられている方が、本当にあそこの方がいいかどうかとか、その辺の判断があると思いますけれども、大きな機会だと思いますので、今お話があったように、企画部門にぜひ強く要望していただきたいと思います。

○つる委員長

ほかの委員はよろしいでしょうか。

ほかになれば、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○つる委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、S i d e B o o k sに掲載の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

以上で本件を終了いたします。

(3) 委員長報告について

○つる委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○つる委員長

次に、(4)その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後1時42分閉会